



# 官報

(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省 令〕

- 政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令 (総務五六)
- 財務省組織規則の一部を改正する省令 (財務四六)
- 漁船特殊規程の一部を改正する省令 (農林水産・国土交通一)
- 海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部を改正する省令 (国土交通六〇)
- 港湾法施行規則の一部を改正する省令 (同六一)
- 船舶消防設備規則等の一部を改正する省令 (同六二)
- 誘導式読み書き通信設備の型式を指定した件 (総務二二一)
- 特別搬送式デジタル伝送装置の型式を指定した件 (同二二二)
- 屋内広帯域電力線搬送通信設備の型式を指定した件 (同二二三)
- 超音波洗浄機の型式を指定した件 (同二二四)

二 四 六 七 三 元 四

- 超音波加工機の型式を指定した件 (同二二五)
- 超音波ウエルダーの型式を指定した件 (同二二六)
- 電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械の型式を指定した件 (同二二七)
- 無電極放電ランプの型式を指定した件 (同二二八)
- 電子レンジの型式確認の届出があった件 (同二二九)
- 電磁誘導加熱式調理器の型式確認の届出があった件 (同二三〇)
- 電波法施行規則第四十六条の二第一項の規定により型式の指定を受けた者の名称を変更した件 (同二三一)
- 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十六条の二 (同令第六十二条において準用する場合を含む。)の規定に基づき農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限を定める件 (農林水産八六七)
- 種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件 (同八八八、八七四)
- 船舶の消防設備の基準を定める告示等の一部を改正する告示 (国土交通七一一)

### 〔官庁報告〕

#### 国家試験

- 通関士試験公告 (財務省)
- 平成二十六年度技術士第二次試験の試験会場 (文部科学省)
- 医師国家試験の施行 (厚生労働省)
- 医師試験委員の公告 (同)
- 歯科医師国家試験の施行 (同)
- 歯科医師試験委員の公告 (同)

三 四 五 六 七

### 〔公 告〕

#### 諸事項

#### 裁判所 破産、免責関係 特殊法人等

日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・職務上の氏名の使用・記章紛失・プログラムの著作物に係る登録、厚生年金基金解散・清算人就任、企業年金基金変更関係

#### 地方公共団体 行旅死亡人関係 会社その他 会社決算公告

五 六 七 八 九

第三百三十八条第一項中「六十九人」を「六十七人」に、「百三十八人」を「百三十九人」に改める。  
 第三百七十八条第一項中「二人」を「三人」に改め、同条第二項及び第三項中「第三百六十四条第二項各号」の下に、「第三百七十条第二項」を加える。  
 第三百八十二条第一項中「一人」を「二人」に改める。  
 第三百八十七条に次の一号を加える。

六 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第五十八条の規定による法人番号の指定、通知及び公表に関する事。

第四百零五条第一項中「二人」を「一人」に改める。  
 第四百零六条第一項中「二人」を「三人」に改める。  
 第四百十條第一項中「百九十一人」を「二百人」に改める。  
 第四百十三條第一項中「二十二人」を「二十三人」に改める。  
 第四百二十八條中「四十人」を「四十三人」に改める。  
 第四百三十九條第二項中「百六十七人」を「百六十四人」に改める。  
 第四百七十二條第一項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第五百五十三條第一号及び第二号に掲げる事務のうち所得税法第二條第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税に係るもので、税務署の事務の運営及び処理の状況に照らし、国税局長が特に必要があると認められた事項に関する事務にすること。  
 第四百七十二條第一項に次の一号を加える。

八 前各号に掲げるもののほか、札幌国税局、仙台国税局、関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局、大阪国税局、広島国税局及び福岡国税局にあつては、課税第二部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

第四百七十二條第二項を削る。  
 第四百八十條第三号中「第四百七十二條第四号」を「第四百七十二條第五号」に改める。  
 第四百八十三條第一項中「六十一人」を「六十人」に改める。  
 第四百八十五條第一項中「三千六百六十四人」を「三千二百四十四人」に改め、同条第二項中「第四百七十二條第一項第二号、第四号から第六号まで及び同条第二項第一号」を「第四百七十二條第二号、第三号及び第五号から第七号まで」に改める。

第四百八十六條第一項中「二百六十一人」を「二百六十三人」に改める。  
 第四百九十七條第一項中「四百七十五人」を「五百九人」に改める。  
 第四百九十八條第一項中「九百九十八人」を「千八百八」に改める。  
 第五百十七條第一項中「二千七百八十五人」を「二千八百三十九人」に改める。  
 第五百十八條第一項中「千六百六十九人」を「千七百九十九人」に改める。  
 第五百二十八條第一号中「から第六号」を「第二号及び第四号から第七号」に改める。  
 第五百四十條第一項中「八人」を「九人」に改め、同条第二項第四号中「、第四号、第五号及び第六号」を「及び第五号から第七号まで」に改める。  
 第五百四十一條第一項中「を通じて」を「に」に改める。  
 第五百四十七條第五項中「三百三十七人」を「三百四十四人」に、「千四百三十一人」を「千四百四十五人」に改める。

第五百五十條中「第五百五十二條第一号、第三号、第四号、第八号から第十号まで」を「第五百五十二條各号」に改め、特に処理困難なものとして「を削る。  
 第五百五十六條第一項中「一万八千九百九十九人」を「一万八千八百三十人」に改める。  
 附則第十五項の前の見出し、附則第十五項及び附則第十六項中「証券監督第一課及び証券監督第二課を「証券監督第一課、証券監督第二課及び証券監督第三課」に改める。  
 附則第四十六項中「第四百七十二條第二項第一号」を「第四百七十二條第三号」に改める。  
 別表第四横浜税関山下埠頭出張所の項を削る。

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条（同条第十二項の改正規定を除く）、第三百八十二条、第四百五条、第四百六条、第四百十條、第四百十三條、第四百二十八條、第四百三十九條、第四百七十二條、第四百八十條、第四百八十三條、第四百八十五條、第四百八十六條、第四百九十七條、第四百九十八條、第五百零七條、第五百零八條、第五百二十八條、第五百四十條、第五百四十一條、第五百四十七條、第五百五十條及び第五百五十六條の改正規定並びに附則第四十六項の改正規定 平成二十六年七月十日

二 第三百八十七條の改正規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日

○農林水産省令第一号  
 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二條第一項及び第二十九條ノ八の規定に基づき、漁船特殊規程の一部を改正する省令を次のように定める。  
 平成二十六年七月一日

農林水産大臣 林 芳正  
 国土交通大臣 太田 昭宏

漁船特殊規程の一部を改正する省令  
 漁船特殊規程（昭和九年 通信省令）の一部を次のように改正する。  
 第五十一條の六中「第九十六條の三第二項及び第三項」を「第九十六條の三第三項及び第四項」に改める。

第五十一條の十二の見出しを「消防員装具等」に改め、同条に次の一項を加える。  
 2 前項の規定により消防員装具を備え付ける漁船には、管海官庁が十分と認める数の防爆型の消防員用持運び式双向無線電話装置を備え付けなければならない。

附則  
 (施行期日)  
 1 この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。  
 (経過措置)  
 2 この省令の施行前に建造され、又は建造に着手された総トン数千トン以上の一般漁船については、この省令による改正後の漁船特殊規程第五十一條の十二第二項の規定にかかわらず、当該一般漁船について平成三十年七月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査が開始される日までの間は、なお従前の例によることができる。

○国土交通省令第六十号  
 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九條ノ三第一項及び第二十九條ノ八の規定に基づき、海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

国土交通大臣 太田 昭宏  
 平成二十六年七月一日

海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部を改正する省令  
 海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第五号様式までを次のように改める。

(準用規定)

第二十七條の五 第十九條第二項の規定は第二十七條の二の申請書について、第二十条の規定は法第五十五條の八第一項の認定について、第二十一条の規定は法第五十五條の八第一項の国の貸付けを受けようとする場合について、第二十二条の規定は令第九條の三第一項において準用する令第五條第一項第四号の国土交通省令で定める事項について、第二十三條の規定は令第九條の三第一項において準用する令第六條第三号の特別特定技術基準対象施設の価額について、第二十四條の規定は令第九條の三第一項において準用する令第六條第三号の国土交通省令で定める割合について、第二十五條及び第二十六條の規定は令第九條の三第一項において準用する令第六條第三号の利益の額について、第二十七條の規定は法第五十五條の八第一項の港灣管理者の貸付けを受ける者について準用する。この場合において、第二十条、第二十一条、第二十二條、第二十五條第一項及び第二項、第二十六條並びに第二十七條中「特定用途港灣施設」とあるのは「特別特定技術基準対象施設」と、第二十条中「前条」とあるのは「第二十七條の二」と、「令第二條」とあるのは「令第九條」と、第二十一条第一項第一号中「出資の金額並びにその時期」とあるのは「その時期」と、同条第二項第二号中「岸壁又は棧橋並びに令第四條第二項第二号及び第四号から第七号までの施設（第五号の施設にあつては、廃棄物埋立護岸に限る）」とあるのは「第二十七條の四の港灣施設」と、第二十二條中「令第六條第七号」とあるのは「令第九條の三第一項において準用する令第六條第七号」と、同条第一号中「使用者の選定の基準若しくは方法、使用形態又は使用料の算出方法」とあるのは「点検及び診断の実施方針又は維持工事等の実施方針」と読み替えるものとする。

第二十八條第七号中「港灣計画の基本的な事項に関する基準を定める省令第十六條の大規模地震対策施設をいう。以下同じ。」を削る。

附 則

この省令は、港灣法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年七月一日）から施行する。

○国土交通省令第六十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二條第一項及び第二十九條ノ八の規定に基づき、船舶消防設備規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月一日

国土交通大臣 太田 昭宏

船舶消防設備規則等の一部を改正する省令

(船舶消防設備規則の一部改正)

第一條 船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五條中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、同条第十二号中「消防員器具」の下に「及び消防員用持運び式双方向無線電話装置」を加え、同条同条第十三号とし、同条中第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 固定式水系消火装置

第四十三條の二第一項を次のように改める。

第一種船等には、ロールオン・ロールオフ貨物区域等に、それぞれ一個（ロールオン・ロールオフ貨物区域等が一つのみである場合には二個）の持運び式発射器を備え付けるほか、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に掲げる消防設備を備え付けなければならない。

- 一 閉囲された車両区域以外のロールオン・ロールオフ貨物区域等であつて当該区域の外部から密閉することができる区域 固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式水系消火装置。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して適当と認める消防設備を備え付ける場合は、この限りでない。
- 二 前号に掲げる区域以外のロールオン・ロールオフ貨物区域等 固定式水系消火装置。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して適当と認める消防設備を備え付ける場合は、この限りでない。

第四十三條の二第三項第一号中「固定式加圧水噴霧装置」を「固定式水系消火装置」に改め、同条に次の一項を加える。

4 閉囲された車両区域には、固定式鎮火性ガス消火装置を備え付けてはならない。

第四十五條第二項中「主推進又は主発電に使用するものに限る。」を削る。

第四十九條の見出しを「消防員器具等」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項の規定により消防員器具を備え付ける船舶には、管海官庁が十分と認める数の防爆型の消防員用持運び式双方向無線電話装置を備え付けなければならない。

第五十一条第二項中第十一号を第十二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 貨物制御室を有する船舶には、火災探知装置の表示盤を当該貨物制御室に配置すること。

第五十二條第六項中「第五号」を「第六号」に改める。

第五十七條の二中「第一項第二号」を「第一項第一号」に改める。

第五十七條の三第一項第二号中口を削り、ハを口とし、同項第五号を次のように改める。

五 モニター及び持運び式発泡ノズル用ホース連結栓各一は、船尾楼前部の左右両側又は貨物タンク頂部の甲板に面する居住区域の左右両側であつて、貨物タンクの後方に配置すること。ただし、管海官庁が当該船舶の構造等を考慮して差し支えないと認める場合には、貨物タンクの後方に配置することを要しない。

第六十三條の見出しを「消防員器具等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第四十九條第五項の規定は、第一項の規定により消防員器具を備え付ける船舶について準用する。

第六十三條の三第二項第四号中「第九号及び第十一号」を「第十号及び第十二号」に改める。

第六十三條の四第三項中「及び第五号」を「から第六号まで」に改める。

第六十四條第一項中「第四十五條の二第一項」を「第四十三條の二第四項、第四十五條の二第一項」に改め、同条第三項中「第四十三條の二第一項第二号中「閉囲された車両区域以外の区域であつて当該ロールオン・ロールオフ貨物区域等の外部から密閉することができる区域に限る。」とあるのは、「当該ロールオン・ロールオフ貨物区域等の外部から密閉することができる区域に限る。」とを削る。

(危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正)

第二條 危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第六十四條の見出しを「消防員器具等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定により消防員器具を備え付ける船舶には、管海官庁が十分と認める数の防爆型の消防員用持運び式双方向無線電話装置を備え付けなければならない。

第二百六十九條の二第一項中「第七号」を「第八号」に改める。

第二百七十一条の見出しを「消防員器具等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第六十四條第三項の規定は、前項の規定により消防員器具を備え付ける船舶について準用する。

第三百二十八條第一項中「第八号」を「第九号」に改める。

(船舶救命設備規則の一部改正)

第三條 船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第九十六條の三中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 第一種船（ロールオン・ロールオフ旅客船を除く。）及び第三種船には、水上から遭難者を救助するために救命設備を迅速かつ適切に使用できるように、管海官庁が適当と認める救助の手引書を作成し、これを船舶に備え置かなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（船舶消防設備規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）については、第一条の規定による改正後の船舶消防設備規則（次項において「新規則」という。）第四十三條の二、第四十五條、第五十一條、第五十二條、第五十七條の二、第五十七條の三、第五十七條の四、第六十三條の三、第六十三條の四及び第六十四條の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 現存船については、新規則第四十九條及び第六十三條の規定にかかわらず、当該船舶について平成三十年七月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査が開始される日までの間は、なお従前の例によることができる。

3 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、第一項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

（危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 現存船については、第二条の規定による改正後の危険物船舶運送及び貯蔵規則第六十四條及び第六十七條の規定にかかわらず、当該船舶について平成三十年七月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査が開始される日までの間は、なお従前の例によることとする。

（船舶救命設備規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 現存船については、第三条の規定による改正後の船舶救命設備規則第九十六條の三の規定にかかわらず、当該船舶について施行日以後最初に行われる定期検査又は中間検査（第三種船にあつては、船舶安全法施行規則第二十五條第三項に規定する準備を行うものに限る。）が開始される日までの間は、なお従前の例によることとする。

（船舶設備規程の一部改正）

第五条 船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）の一部を次のように改正する。

第二百二十二條の十三第五号中「第十二号」を「第十二号」に改める。

第二百二十九條の二十五中「第十号」を「第十一号」に改める。

第二百八十九條中「第六号」を「第七号」に改める。

第二百九十八條中「第十三号」を「第十四号」に改める。

（船舶防火構造規則の一部改正）

第六条 船舶防火構造規則（昭和十五年運輸省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十二号中「第十三号」を「第十四号」に「第六号」を「第七号」に改める。

（船舶構造規則の一部改正）

第七条 船舶構造規則（平成十年運輸省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第五十五條中「第十六條」を「第五條第五号」に改める。

告 示

○総務省告示第二二二一号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六條の二第一項の規定により、次の誘導式読み書き通信設備の型式を指定したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十六年七月一日

総務大臣 新藤 義孝

製造業者等の 氏名又は名称	型 式 名	指 定 番 号	製造業者等の 氏名又は名称	型 式 名	指 定 番 号
山形スリーエム株式会社	AT9000MK II	第 I C-13004 号	株式会社サトー	DE-BNP	第 A C-13037 号
ソニーエヌエス株式会社	KR9000	第 I C-13005 号	エヌイー	Y G	第 A C-13038 号
ソニーエヌエス株式会社	WN120NC	第 A C-13013 号	東京通信機工業株式会社	1140001	
ソニーエヌエス株式会社	WN120NC	0301	日本ヒューレット・パックス株式会社	DFCN-H1	第 A C-13039 号
ソニーエヌエス株式会社	WN120NC	0302	キヤノン株式会社	CARNA-TAB	第 A C-13040 号
株式会社日本電気	RFPID-RW-001	第 A C-13015 号	キヤノン株式会社	パワースター	第 A C-13041 号
三機電機株式会社	UCR-8303	第 A C-13016 号	パワースター	パワースター	第 A C-13042 号
株式会社サトー	DE-ABC	第 A C-13017 号	パワースター	パワースター	第 A C-13043 号
株式会社サトー	M6	第 A C-13018 号	パワースター	パワースター	第 A C-13044 号
株式会社サトー	TMI-C-5V/QH30	第 A C-13019 号	パワースター	パワースター	第 A C-13045 号
株式会社サトー	TM01-C-5V/QH	第 A C-13020 号	パワースター	パワースター	第 A C-13046 号
株式会社サトー	RC-S	第 A C-13021 号	パワースター	パワースター	第 A C-13047 号
株式会社サトー	RC-S	640/IB	パワースター	パワースター	第 A C-13048 号
株式会社サトー	RC-S	640/IC	パワースター	パワースター	第 A C-13049 号
株式会社サトー	DFCN267	第 A C-13023 号	パワースター	パワースター	第 A C-13050 号
株式会社サトー	UF-N962	第 A C-13024 号	パワースター	パワースター	第 A C-13051 号
株式会社サトー	M(W/S)	第 A C-13025 号	パワースター	パワースター	第 A C-13052 号
株式会社サトー	P C	第 A C-13026 号	パワースター	パワースター	第 A C-13053 号
株式会社サトー	RWM-TF	第 A C-13027 号	パワースター	パワースター	第 A C-13054 号
株式会社サトー	104	第 A C-13028 号	パワースター	パワースター	第 A C-13055 号
株式会社サトー	FSPAD	第 A C-13029 号	パワースター	パワースター	第 A C-13056 号
株式会社サトー	102	第 A C-13030 号	パワースター	パワースター	第 A C-13057 号
株式会社サトー	R10E	第 A C-13031 号	パワースター	パワースター	第 A C-13058 号
株式会社サトー	R15E	第 A C-13032 号	パワースター	パワースター	第 A C-13059 号
株式会社サトー	R30E	第 A C-13033 号	パワースター	パワースター	第 A C-13060 号
株式会社サトー	R40E	第 A C-13034 号	パワースター	パワースター	第 A C-13061 号
株式会社サトー	RPI0E	第 A C-13035 号	パワースター	パワースター	第 A C-13062 号
株式会社サトー	RPI5E	第 A C-13036 号	パワースター	パワースター	第 A C-13063 号
株式会社サトー	RP30E	第 A C-13037 号	パワースター	パワースター	第 A C-13064 号
株式会社サトー	RP40E	第 A C-13038 号	パワースター	パワースター	第 A C-13065 号
株式会社サトー	TC63CUT	第 A C-13039 号	パワースター	パワースター	第 A C-13066 号
株式会社サトー	021	第 A C-13040 号	パワースター	パワースター	第 A C-13067 号

1 登録番号 第18584号	4 登録品種の名 称 AAMSOU
2 登録年月日 平成21年11月26日	5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 Allround Agri Management B.V.
3 農林水産植物の種類 Chrysanthemum x morifolium Ramat.	Grote Inghweg 19, 5331PP Kerkrade, The Netherlands
4 登録品種の名 称 AVTEN	
5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 ジャパンアグリバイオ株式会社	
静岡県浜松市中区板屋町110番地の5	
1 登録番号 第18588号	4 登録品種の名 称 エペラ168
2 登録年月日 平成21年11月26日	5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所 有 限 公 社 ジ ョ ー ・ ア ン ド ・ エ ッ チ ・ ジ ャ パ ン
3 農林水産植物の種類 Chrysanthemum x morifolium Ramat.	愛知県豊田市中砂子607番地

○国土交通省告示第七百十三号

船舶消防設備規則等の一部を改正する省令（平成二十六年国土交通省令第六十二号）の施行に伴い、並びに船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第五条 船舶設備規程（昭和九年二月一日通省令第六号）第四百六十六条の二十五並びに船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）第二十七条の五及び第四十四条の規定に基づき、船舶の消防設備の基準を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年七月一日

国土交通大臣 太田 昭宏

船舶の消防設備の基準を定める告示等の一部を改正する告示

（船舶の消防設備の基準を定める告示の一部改正）

第一条 船舶の消防設備の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 固定式加圧水噴霧装置（第十五条）」を「第五節 固定式加圧水噴霧装置（第十五条の二）」に改める。

第十条第一項第一号中へをナとし、ハからホまでを、ホからトまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ コンテナその他のばら積み以外の方法で貨物として輸送される一般貨物を積載する区域にガスを送るものにあつては、必要なガスの量の三分の二を十分以内に当該区域内の一の場所に放出することができること。

二 固体貨物をばら積みする貨物区域にガスを送るものにあつては、必要なガスの量の三分の二を十分以内に当該区域内の一の場所に放出することができること。

第十条第一項第三号に次のように加える。

二 貨物区域に炭酸ガスを放出するものにあつては、貨物の積載の状態に応じて、炭酸ガスの放出量を、管海官庁が適当と認める量に調整できるものであること。

第二章第五節の次に次の一節を加える。

第五節の二 固定式水系消火装置（固定式水系消火装置）

第十五条の二 固定式水系消火装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。  
一 清水又は海水（消火能力を強化するための薬剤を添加したものを含む）を送るため必要な管は、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 管が導かれる区画室を明白に示す標示をし、かつ、圧力計が取り付けられた制御弁が取り付けられていること。

ロ 適当なドレン抜き装置が備え付けられていること。  
二 前号の要件のほか、ロールオン・ロールオフ貨物区域等の火災を効果的に消火するために管海官庁が適当と認めるものであること。

第十七条第四号中「第八号」を「第七号」に改め、同条第七号を削り、同条第八号を同条第七号とし、同条第九号に次のただし書きを加え、同号を第八号とする。

ただし、第四条の送水管に連結している場合には、管海官庁が適当と認める追加の量の泡原液を備えなければならない。

九 泡原液は一種類のみとし、最も多く運送する貨物に対し有効な泡原液を供給できるものであること。この場合において、泡による消火が適切でない貨物に対しては、管海官庁が適当と認める追加の措置を行うこと。

第三十一条第四号中「点滅する際に漏火しない」を「使用されるものにあつては防爆型のものである」に改める。

第三十二条第二項に次の一号を加える。  
八 空気を供給する容器を使用する呼吸具にあつては、容器内の空気残量が二百リットルを下回る前に警告を行う可聴警報装置その他使用者に対して警告を行う装置を備え付けなければならない。

（航海用具の基準を定める告示の一部改正）  
第二条 航海用具の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項に次の一号を加える。  
四 第一号及び前項第三号に掲げる装置は、それぞれ互いに独立したものとすること。

（船舶の防火構造の基準を定める告示の一部改正）  
第三条 船舶の防火構造の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十八号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の二第十三号中「第六号」を「第七号」に、同条第十四号中「第九号」を「第十号」に、同条第十五号中「第十三号」を「第十四号」に改める。

別表第八（11）ロールオン・ロールオフ貨物区域等の項中「\*5」を「A30」に、同表備考第二項中「5」を「4」に改め、同項ホを削る。

別表第九（10）開放された甲板上の場所等の項（11）ロールオン・ロールオフ貨物区域等の欄中「\*」を「A0」に、（11）ロールオン・ロールオフ貨物区域等の項中「\*」を「A0」に、「\*5」を「A30」に改め、同表備考中「及びホ」を削る。

附 則  
（施行期日）  
第一条 この告示は、平成二十六年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（船舶の消防設備の基準を定める告示の一部改正に伴う経過措置）  
第二条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）については、第二条の規定による改正後の船舶の消防設備の基準を定める告示（以下「新消防告示」という。）第十条、第十五条の二及び第十七条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 現存船については、新消防告示第三十一条の規定にかかわらず、当該船舶について施行日以後最初に実行される定期検査又は中間検査が開始される日までの間は、なお従前の例によることができる。

3 新消防告示第三十二条第二項の規定は、平成三十一年七月一日までの間は、適用しない。  
4 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、第一項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

官庁報告

(航海用具の基準を定める告示の一部改正に伴う経過措置)

第三条 現存船については、この告示による改正後の航海用具の基準を定める告示第二十一条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

(船舶の防火構造の基準を定める告示の一部改正に伴う経過措置)

第四条 現存船については、第三条の規定による改正後の船舶の防火構造の基準を定める告示別表第八及び別表第九の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改修を行つたものについては、前条第五項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するものとする。

第五条 船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示の一部改正

(告示の一部を次のように改正する。)

第十一号 第一号を次のように改正する。  
第十一号 第十一号中「第六号」を「第七号」に、「回条第十二号中「第九号」を「第十号」に、「回条第十三号中「第十三号」を「第十四号」に、「回条第十四号中「第十四号」を「第十五号」に改める。

関係施設

通関士試験公告

第48回通関士試験の実施について、通関業法施行規則(昭和42年大蔵省令第50号)第4条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年7月1日

財務大臣 麻生 太郎

通関士試験は、次の要領により行う。

1. 試験日 平成26年10月5日(日)

2. 試験科目及び時間

①通関業法

午前9時30分から午前10時20分まで

②関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法(同法第6章に係る部分に限る。)

午前11時00分から午後0時40分まで

③通関書類の作成要領その他通関手続の実務

午後1時50分から午後3時20分まで

上記①及び②の科目の出題範囲は、法律のほか、それぞれの法律に基づき関係政令、省令、告示、通達とし、平成26年7月1日現在で施行されているものとする。

なお、通関業法に規定する通関業者に係る出題については、関税法第79条の2に規定する認定通関業者に係るものを含む。

3. 試験の方法等

(1) 各試験科目とも筆記(マークシート方式)により行う。

試験科目	出題形式、配点及び出題数			
	選択式 (注1)	択一式	計算式	選択式・ 計算式
《1》 通関業法	30点(10問)	10点(10問)		
《2》 関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法(同法第6章に係る部分に限る。)	35点(15問)	15点(15問)		

《3》 通関書類の作成要領その他通関手続の実務

通関書類の作成要領(注2)	5点(5問)	5点(5問)	5点(5問)	15点(2問)
その他通関手続の実務				

注1. 「選択式」とは、文章の空欄に当てはまる最も適切な語句を選択肢から選んで解答する形式、又は五肢の中から「正しいもの」若しくは「誤っているもの」を複数選択する形式である。

2. 輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)を使用して行う輸出申告と輸入申告の問題を、前回(第47回)と同様の形式で各1問出題する。

(2) 試験合格のためには、上記3.(1)の表に掲げる各試験科目とも合格基準を満たす必要がある。

4. 試験実施地並びに受験願書提出先及びその所在地

(試験実施地)

(受験願書提出先及びその所在地)

北海道 函館税関業務部通関業監督官 (〒040—8561) 函館市海岸町24番4号 函館港 湾合同庁舎

新潟県 東京税関業務部通関業監督官 (〒135—8615) 東京都江東区青海2丁目7番11号 東京港湾合同庁舎

東京都 東京税関業務部通関業監督官 (〒135—8615) 東京都江東区青海2丁目7番11号 東京港湾合同庁舎

東 横濱税関業務部通関業監督官 (〒231—8401) 横浜市中区海岸通1丁目1番地

宮 横濱税関業務部通関業監督官 (〒231—8401) 横浜市中区海岸通1丁目1番地

神 名古屋税関業務部通関業監督官 (〒455—8535) 名古屋港区入船2丁目3番12号 名古屋港湾合同庁舎

静 名古屋税関業務部通関業監督官 (〒455—8535) 名古屋港区入船2丁目3番12号 名古屋港湾合同庁舎

愛 名古屋税関業務部通関業監督官 (〒455—8535) 名古屋港区入船2丁目3番12号 名古屋港湾合同庁舎

知 名古屋税関業務部通関業監督官 (〒455—8535) 名古屋港区入船2丁目3番12号 名古屋港湾合同庁舎

大 大阪税関業務部通関業監督官 (〒552—0021) 大阪市港区舞港4丁目10番3号 大阪港湾合同庁舎

兵 神戸税関業務部通関業監督官 (〒650—0041) 神戸市中央区新港町12番1号

庫 神戸税関業務部通関業監督官 (〒650—0041) 神戸市中央区新港町12番1号

広 神戸税関業務部通関業監督官 (〒650—0041) 神戸市中央区新港町12番1号

島 神戸税関業務部通関業監督官 (〒650—0041) 神戸市中央区新港町12番1号

岡 門司税関業務部通関業監督官 (〒801—8511) 北九州市門司区西海岸1丁目3番10号 門司港湾合同庁舎

熊 長崎税関業務部通関業監督官 (〒850—0862) 長崎市出島町1番36号

本 長崎税関業務部通関業監督官 (〒850—0862) 長崎市出島町1番36号

津 沖繩地区税関通関業監督官 (〒900—0001) 那覇市港町2丁目111の1 那覇港湾合同庁舎

注. 試験会場は、受験票に記載して通知する。

5. 受験願書の受付期間等

(1) 書面により提出する場合

① 受付期間は、平成26年7月28日(月)から同年8月11日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)とし、受付時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、郵送による場合は、平成26年8月11日(月)までの消印のあるもの限り受け付ける。

なお、受験願書には、受験手数料として3千円に相当する額の収入印紙を貼付すること。

② 受験願書には、所定の箇所に写真を貼付した受験票を添付すること。